

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

年　月　日 (宛先) 京都市長	主たる事務所の所在地	〒 電 話 () — F A X () —	
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代 表 者 名		
	設 立 年 月 日	年　月　日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 ☐ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準 ☐ 条例個別指定法人
	事 業 年 度	月　日～　月　日	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間) (過去に認定した所轄庁)	有 ・ 無 自　年　月　日 至　年　月　日 ()	
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日) (過去に特例認定した所轄庁)	有 ・ 無 (年　月　日) ()	
認定取消の有無 (取　消　日) (取り消した所轄庁)	有 ・ 無 (年　月　日) ()		
特例認定取消の有無 (取　消　日) (取り消した所轄庁)	有 ・ 無 (年　月　日) ()		
特定非営利活動促進法第４４条第１項の認定を受けたいので申請します。			
(現に行っている事業の概要)			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役　職
〒 電 話 () — F A X () —			
〒 電 話 () — F A X () —			

(注意事項)

- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入すること。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいう。
- ・ 「パブリックサポートテスト基準」とは、法第45条第1項第1号に規定する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。
- ・ 「相対値基準・原則」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）をいう。
- ・ 「相対値基準・小規模法人」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）をいう。
- ・ 「絶対値基準」とは、法第45条第1項第1号ロに掲げる基準をいう。

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

年 月 日 (宛先) 京都市長	主たる事務所の所在地	〒 電 話 () — F A X () —		
	(フリガナ)			
	申請者の名称			
	(フリガナ)			
	代 表 者 名			
	認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	本申請において適用するパブリックサポート基準 ☐ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準 ☐ 条例個別指定法人	
	認定の有効期間の満了日の6月前の日	年 月 日		
	認定の有効期間の満了日の3月前の日	年 月 日		
	事 業 年 度	月 日～ 月 日		
特定非営利活動促進法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。				
(現に行っている事業の概要) 				
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
〒 電 話 () — F A X () —				
〒 電 話 () — F A X () —				

(注意事項)

- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入すること。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいう。
- ・ 「パブリックサポートテスト基準」とは、法第45条第1項第1号に規定する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。
- ・ 「相対値基準・原則」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）をいう。
- ・ 「相対値基準・小規模法人」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）をいう。
- ・ 「絶対値基準」とは、法第45条第1項第1号ロに掲げる基準をいう。

認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書

年 月 日 (宛先) 京都市長	主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	電話 () —
	法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者名	
	認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条の準用含む。）の規定に基づき提出します。

変更年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日 (宛先) 京都市長	主たる事務所の	〒	
	所在地	電 話 () — F A X () —	
	(フリガナ)		
	名 称		
	(フリガナ)		
	代 表 者 名		
認定（特例認定）の有効期間		事 業 年 度	
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下の書類を提出します。

提出する書類		チェック欄
1	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
	提出しない場合	
	最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ 年度）	
	最後に職員給与規程を提出した事業年度（ 年度）	
2	前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 （特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。）	
	(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
	(2) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 イ 役員等との取引	
	(3) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
	(4) 次に掲げる報酬又は給与の状況に関する事項 ア 役員、社員若しくは寄附者若しくは役員、社員、職員若しくは寄附者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令に規定する特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給の状況 イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
	(5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
	(6) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
3	法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	

認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

[illegible]

特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

年　月　日 (宛先) 京都市長	主たる事務所の所在地	〒 電　話（　）　— F A X （　）　—	
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代　表　者　名		
	設　立　年　月　日	年　月　日	
	事　業　年　度	月　日～　月　日	
	過去の認定の有無 (過去に認定した所轄庁)	有 ・ 無 (　　　　　　　　　)	
	過去の特例認定の有無 (過去に特例認定した所轄庁)	有 ・ 無 (　　　　　　　　　)	
特定非営利活動促進法第５８条第１項の特例認定を受けたいので申請します。			
(現に行っている事業の概要)			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役　職
〒 電　話（　）　— F A X （　）　—			
〒 電　話（　）　— F A X （　）　—			

(注意事項)

- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入すること。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいう。

特定非営利活動促進法第63条 ☐第1項 の合併の認定を受けたいので申請します。
☐第2項

法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要※	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。			

※ 合併によって設立する法人にあつては、今後行ふ予定の事業の概要とする。

(注意事項)

- ・ 「パブリックサポートテスト基準」とは、法第45条第1項第1号に規定する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準をいう。
- ・ 「相対値基準・原則」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合を除く。）をいう。
- ・ 「相対値基準・小規模法人」とは、法第45条第1項第1号イに掲げる基準（同条第2項の規定を適用する場合に限る。）をいう。
- ・ 「絶対値基準」とは、法第45条第1項第1号ロに掲げる基準をいう。